

台湾総督府文書からみる

近代日本の文書管理制度における文書廃棄について

東 山 京 子

はじめに

第一節 台湾総督府における文書の廃棄業務

第二節 台湾総督府における廃棄処分と廃案文書の記録化

第三節 台湾総督府における廃棄文書の現用化

おわりに

はじめに

近代国家は文書主義により運用されているため、中央政府はもとより、地方機関や諸機関から民間企業にいたるため、日々膨大な文書が作り出されていく。このため、制度として保存すべき文書と廃棄すべき文書を定め、そ

れぞれの文書を規定に従い取り扱うことになる。これを文書管理制度という。これは、国家や社会が組織を維持して行くためには不可欠な制度であることから、それを破ることは組織の崩壊を招くことになるため厳格に運用されていくことになる。

しかし、それが破れる事象がある。それが、戦争などで国家が崩壊した場合である。ナチドイツも帝国日本も、敗戦の前後の敵国軍隊の占領を受ける前に軍事と政治をはじめとする膨大な量の文書が焼却されていた。それは、戦後、軍事や政治に関する責任から遁れたり、円滑な占領政策を阻止するためのものであった。したがって、これらは歴史的事件の一コマとなる。だが、通常の状態で行われる文書廃棄は近代国家原則に反した行為となる。

日本では、平成二三（二〇一一）年に施行された「公文書等の管理に関する法律」第一条において、公文書等を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と謳っているにもかかわらず、国民共有の知的資源である公文書がぞんざいに扱われ廃棄されている。近年では、森友・加計学園問題および自衛隊日報問題といった公文書の杜撰な管理の実態が明らかとなったが、本来の日本の公文書管理はこのような杜撰なものであったわけではない。特に戦前の帝国官僚は天皇の臣下であったこともあり、国家としての記録を棄損するといったことはなかった。勿論、前近代の旧幕府時代や旧藩時代においても同様であった。つまり、近年、日本に見られる公文書の廃棄は異常なことであり、決して日本的なものであるわけではない。このため、明治以降の近代国家となった日本における公文書の保存管理について、その全体像が残されている台湾総督府の文書管理を事例に、本来的な日本の公文書管理の有り様について見ていくことにする。

そもそも、公文書の杜撰な管理、特に規則に従った廃棄処分以外に公文書を廃棄するといった行為はいつ頃から行われるようになったのだろうか。日本は、敗戦直後に公文書の廃棄命令を各機関へ発することにより多くの公文

書が廃棄されることとなった。それが、昭和二〇（一九四五）年八月一八日の「機密重要書類焼却ノ件」^①であり、二一日の「大東亜戦争関係ポスター類焼却ノ件」である。この公文書廃棄命令は内地だけでなく、外地たる台湾においても発出されていたと思われる文書が台湾に残されていた。それが、同年八月二九日に台湾総督府が府内外各機関へ送った「戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件」^②という文書である。本国政府において機密重要書類に統一して、戦争関係ポスター類の廃棄処分命令がなされていたことから考えると、台湾において戦争関係印刷物の撤去命令が発せられたとすれば、それ以前に機密重要書類の廃棄命令が出されていたと考えられる。

台湾総督府文書にはポスター類の廃棄処分命令の文書しか残っていないため実際のところはわからないが、なかったと断言できるものでもない。実際に、内地の各地方自治体に対して兵事関係文書の廃棄が指令されていたことから、おそらく台湾でも行われていたものと思われる。しかし、このような敗戦に乗じた文書の廃棄は特別なものである。そのため、本論では、同じ廃棄といっても通常業務における文書の廃棄処分について、台湾総督府が行ってきた文書の保存管理と廃棄処分の実態を公文書の記録から見ていくことにする。

第一節 台湾総督府における文書の廃棄業務

近代国家では、文書主義により全ての行政行為がなされることから、膨大な量の文書が残されることになる。このため、現実的な問題として全ての文書を残すことはできないことから、一定の基準に従って文書の保存と廃棄を定めることになる。

台湾総督府では、文書の保存年限を永久・十五年・五年・一年と四分類し保存管理を行っていた。保存年限が満了した文書は、文書課により廃棄文書目録が作成され、廃棄処分の稟請が行われ、総督の決裁後に廃棄される。^③し

かし、台湾総督府では、この廃棄処分後に多くの文書が原課に引継（移管）され保存されていた。そこで、これらの事例をみていくことにする。

まず、大正三（一九一四）年七月一三日に立案され、一五日に決裁された「明治三十七年五年保存文書廃棄ノ件」^④に綴られた「明治三十七年五年保存第三門恩賞第四類救恤」の文書には、「以下朱点ノ分地方課ニ受領ス園部属」とあることから、「官文二二八 仁濟院ニ関スル府令発布ノ件ニ付在京後藤長官ニ稟議及電報按ノ件」をはじめ、それ以降の朱色のレ点が付された台北仁濟院・台南慈惠院・彰化慈惠院・澎湖普濟院等に関わる文書が地方課へ送られたことを示している。これは、原課等の各部署の必要に応じて、現用ともいえる参考とするために移管されたものであった。

次に、『明治四四年台湾総督府公文類纂永久保存第一〇巻』^⑤第四文書を見ると、この文書には一枚の稟申書しか綴られていない。その一枚の稟申書には、「地方税仕払計算書及証憑書等廃棄ノ件」、「一明治三十一年度 一明治三十二年度 一明治三十三年度 地方税仕払計算書及証憑書」と記載され、「右ハ既二十箇年ヲ経過シ最早保存ノ必要無之様被認候ニ付此際廃棄処分ニ付シ可然哉仰高裁」とのみ書かれており、目録等の添付もない。これらの証憑書類は、法令の保存期間が過ぎると実質的な価値がないため、多くが廃棄される。また、このような特殊取扱文書は担当部署により保管される場合が多くみられ、特に、土木関係の設計図・図面等が添付された文書や財務関係の証憑書等の文書に関しては、財務課や税務課では不要であるが、維持や修繕等の関係から土木課等では半永久的に使用するために現用文書として保存されていた。つまり、特殊取扱文書に関しては、行政文書とは別の取扱をしていたのである。このことは、文書の保存年限規則に従って保存または廃棄処分とするだけでなく、別の基準でもって運用がなされていたことを示しているよう。

このほかに、大正四（一九一五）年一月に立案された「明治自二十九年至三十八年五年保存文書（追加ノ分）」の稟議書を見ると、欄外には、「文書課主任ハ〇印ノ分注意アリ」との鉛筆書きがある。そのため、廃棄文書目録に〇を付された文書件名を見ると、欄外や件名の上等に書き込みがなされていることに気付く。例えば、「明治三十年台湾総督府公文類纂総目録五年保存追加 第十五門会計 第一類予算」の廃棄文書目録には、「以下〇ノ分元松雇へ交付 四月二十六日」、と書き込まれていたことから、〇印の付された件名は、四月二六日に財務局主計課雇元松為彦に引き渡された文書であることがわかる。また、〇印が付された件名の中には、「永久」または「十五年保存」と墨書きされたものもあるため、それらの文書は五年保存から永久保存へ、または十五年保存へと保存年限が変更された文書でもあった。

そこで、永久保存文書に変更された文書を見ていくことにする。

大正四年の廃棄文書目録に記載され、廃棄対象であった民総四一三二号の「宜蘭戦亡建碑法人設立許可ノ件」^⑦は、その件名の上欄外に「永久」と記されており、第五門の地方門の第九類の雑類に分類され、施行年月日は明治三九（一九〇六）年九月二六日であったことから、明治三九年の永久保存文書を見ると、『明治三九年台湾総督府永久保存追加第二巻』に付された目次の地方門の雑類に、「宜蘭戦亡建碑理事届報告中田直温」^⑧という記載を見つけることができた。そこで、この文書を確認すると、

- (1) 中田直温宜蘭庁長から佐久間左馬太総督への進達書（九月一八日）
- (2) 佐久間総督への中田直温が宜蘭戦亡建碑理事へ就任した届出文書（九月一七日）
- (3) 佐久間総督への宜蘭戦亡建碑財産目録届出文書（九月一七日）

- (4) (3)の添付書類としての宜蘭戦亡建碑財産目録(九月一三日)
- (5) 宜蘭戦亡建碑法人設立許可申請書(九月四日立案、六日受領、八日決裁、一〇日発送)
- (6) 中田宜蘭庁長からの財団法人設立許可申請の副申(六月一九日)
- (7) 中田法人設立者からの財団法人設立許可申請書(八月三日)
- (8) (7)の添付資料としての寄附行為および資産総額
- (9) 財団法人宜蘭戦亡建碑設立許可副申に関する照会(八月二四日立案、二五日受領、二八日決裁、二九日発送)
- (10) 中田宜蘭庁長から民政長官代理中村是公財務局長へ(9)の照会への回答(八月二一日)

以上の一〇点の文書により構成されていた。この一〇点の文書のなかで、(1)の進達書が永久保存文書で、「五ノ雑」と墨書きされていることから、五門の地方門で雑類であり、「九月二十六日関了」と朱色のスタンプが押されているため、廃棄文書目録に記載された内容と同じであることがわかる。(5)の宜蘭戦亡建碑法人設立許可申請の起案文書と、(9)の財団法人宜蘭戦亡建碑設立許可副申に関する照会が五年保存文書である。これらの(1)・(5)・(9)および(6)の文書には、府番号である民政部の総務局の頭文字を冠した民総第四一三三二号が付せられており、枝番号として、(1)が民総第四一三三二号ノ二、(5)が民総第四一三三二号ノ一を、(9)と(6)は民総第四一三三二号と記載されていた。このように、府番号が同一の関連する案件であることから、一括文書として処理されたものといえる。つまり、(5)と(9)の内容においては五年保存ではあるが、(1)の永久保存とともに保存されるべき文書として判断されたため、保存年限を五年保存から永久保存に変更した上で(1)の件番号に綴ることで、「宜蘭戦亡建碑設立」に関係する文書を纏めて一括文書として保存したのである。

このように、総督府の文書管理は、保存年限による管理を実施しながらも、有期保存文書に関しては、廃棄の段階で見直しをすることにより関連する案件の文書を纏めて一括保存するという処理を行ってきた。関連案件に付した枝番号は、文書を合議するための回覧時に便利であるだけでなく、保存する際にも重要な役割を果たしていたといえよう。また、廃棄の稟議文書に添付された廃棄文書目録に書き込まれた記載文や付箋に記された文面により、引き継がれた部局や保存年限の変更等が確認できるようになっていたことも特筆すべき点であろう。

次に、必要とする部局に交付するほかに、保存年限が変更される事例が多いため、明治四四（一九一一）年の廃棄文書目録の簿冊である「明治三五年五年保存文書廃棄ノ件」⁹から廃棄文書目録への書き込みのある文書を詳細に見ていくことにする。まず、法規上廃棄処分対象の文書が、実際の運用において永久保存に変更される場合には、廃棄文書目録の各件名が記載された上欄外に、「三十四年永久追編ニ移ス」、「三十五年永久追編ニ移ス」等と記載される。これらの廃棄文書には、文書情報として文書の原議番号、件名、施行年月日、種類、冊数等が記載されていることから、例えば、明治三四（一九〇一）年へ追加編纂された文書情報「民総七三三、三十四年十月分刑事登記報告、三五・三・一三、一七一」を基に明治三四年の永久保存公文類纂の追加文書簿冊を確認すると、『明治三四年台湾総督府公文類纂永久保存追加第一七巻』の第二文書¹⁰にこの文書が綴られていた。起案用紙には、府番号の「民総第七三三号」、決裁日の「明治三五年三月一三日」の記載があり、保存年限の「五年保存」であることが書き込まれていたことから、明治四四年の廃棄文書目録に記載されていた通りに追編されていたことがわかる。

さらに、この起案用紙には、明治三四年の門類番号¹¹である一六門（司法）の二類（刑事）、四門（文書）の四類（統計）であることが記されていたことから、起案部局は総務局法務課、合議部署が文書課の統計係であることが確認できる。これらの情報に加えて、右欄外には、「三五年五年保存一七一冊アリ」と墨書きされており、明治

三五（一九〇二）年の五年保存文書であった刑事登記書類一七一冊が永久保存に追編されたことがこの文面からもわかる。しかし、この簿冊には、ここに記された一七一冊の刑事登記書類は綴られていない。それは、明治三四年当時の起案文書に、「一 明治三十四年十月分刑事登記 右供高覧 別冊法務課保管」¹²と書かれている通り、三四年当初から刑事登記書類は別に纏められて法務課が保管しており、追編となった際にも引き続き法務課にて保管していたのではないかと考えられる。

このように、廃棄決裁後に返却を依頼する場合には、廃棄目録の欄外に書き込んだり付箋に記し文書に貼りつけておくことで文書課に伝え、文書課はこれらの要求に応じていたのである。文書課での廃棄処分後に原課や関係部局において保存されていたということは、実際には文書の多くは廃棄すると業務執行に支障が出ている現状があったことを示している。原課や関係部局に返却された文書は、廃棄処分された形になっていることから、法律的には当該文書は保存対象とはなっておらず、その文書のその後の所在は文書記録には残らない。この原課に文書が移管された後の文書については第三節において見ていくことにする。

ここで改めて、敗戦直後の廃棄処分について見ていくことにする。台湾にとっては終戦が突然の出来事であったため、本国政府で実施された終戦直前から終戦直後におこった不都合な文書を焼却するといったことはなかった筈であった。

しかし、敗戦後の戦争責任や戦争裁判との関係から、戦争指導に関わるすべての公文書が廃棄処分されたと考えられる。特に台湾は蒋介石軍の接収が一〇月であったことから、台湾軍と台湾総督府は少なくとも軍事兵事関係の文書は全て廃棄されたものと思われる。なぜなら、台湾総督府は、八月二十九日に各機関へ、次の史料一「戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件」¹³と題した戦争関係の印刷物の焼却を求める文書を送っていたからである。

【史料一】

十五年、五門一類、三号

官情第五〇一二号 昭和二十年八月二十九日 文書係

受領

情第六九一号 昭和二〇年八月二十九日 主任受領

立案

保安課長

警務局長

総務長官 情報課長

総督

伺

戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件

首題ノ件左案ノ通り依命通牒相成可然哉

仰高裁

案

年月日

長官名

州知事庁長宛

局部（課）長宛

戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件

首題ノ件左記ノ通り決定相成候ニ付テハ現情勢ニ鑑ミ至急徹底ナル清掃撤去相成度

右依命通牒ス

記

戦争遂行ヲ主題トシ聯合國側ニ対スル敵愾心ヲ刺戟スル類ノ「ポスター」「ビラ」「パンフレット」等ハ戦争終結ノ今日撤去ヲ要スルニ付揭示中ノモノハ勿論保管中ノモノヲモ此際撤去焼却相成度又一般ニ対シテモ之ニ協力セシムル様処置相煩度

（台湾総督府起案用朱罫紙一枚と台湾総督府用一〇行×二朱罫紙一枚にペン筆）

と、戦争終結した今、連合国に対する敵愾心を刺戟するポスターやビラおよびパンフレット等の揭示物は至急撤去し、保管しているこれらのものもすべて至急焼却するようにと、総督府内外各機関に協力を求めていたのであった。

このように、揭示されたもののみならず保有しているものを含めて、敵愾心を煽るような印刷物の焼却処分を命令するならば、それ以前の軍関係の極めて不都合な文書の廃棄命令がなされていたと考えられる。なぜなら、一般行政文書である台湾総督府文書のほとんどが残されているのにもかかわらず、台湾軍関係の文書や警察関係文書が残っていないのは、この文書にあるように接收される迄の間に全て廃棄されたためであろう。その公文書廃棄命令

の文書は残存していないが、「戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件」の存在は、本国政府と同様に文書の廃棄命令がなされていた可能性を示していよう。

一方で、戦争関係印刷物の廃棄を求める文書に対して、文書の内容から十五年保存と判断し、保存しようとしたところに台湾総督府官僚（文書課）の本国政府の戦争指導に対する抵抗の姿勢を見ることができるとはなからうか。終戦後、中華民国政府に接収される前に文書を整理していった総督府官僚の意識に通じるものがあるように思われる。つまり、そこに帝国官僚の天皇の臣としての意識の高さが感じられよう。

第二節 台湾総督府における廃棄処分と廃案文書の記録化

前節では、廃棄文書として決裁された文書が廃棄後に原課へと引き継がれていたことを見てきた。ここでは、台湾総督府の文書保存年限とは異なる保存年限を定めていた会計法令で定められている保存年限を超えた文書について見ていくことにする。大正三年に稟議された「会計ニ関スル書類ノ保存年限及ヒ廃棄ノ件」¹⁴は、大正二（一九一三）年に立案されて、大正三年に決裁された会計に関する帳簿書類保存方についての文書である。これは、各官衙長への通達文書であり、欄外には「大正三年ニ収ム」とあることから、大正三年の永久保存文書として編纂され綴じられたこと、「永、八ノ雜、三三一号」とあることから、永久保存であり、門別は八門の雑類であり、当該年の三三一号であることが示された文書である。さらに「要再回」と記載があることから、決裁後に会計課へ再回した文書であり、大正六（一九一七）年二月二十七日に貸し出され、翌日の二十八日に文書課に返却されたという情報が記載されていたことから、欄外等に記されたこれらの内容により、この文書の文書情報を知ることができる。本文書の内容は、

【史料二】

〔欄外〕「大正三年へ収ム」(文書課大正3・11・5收受記帳記録掛)

「永、八ノ雜、三三一号」 「文書課長検印」

大正六年式月廿七日貸出 大正六年式月廿八日返戻

要再回 会計後藤

民財第六九〇一号 大正 二年十一月 四日文書課受領

大正 参年 壹月廿八日闕了

大正 参年 壹月 卅日發送

大正 二年 十月二十三日立案

財務局長 主計會計課長

稅務課長

民政長官

總督

文書課長

参事官

案

年 月 日 民政長官

各官衙長(三等郵便局ヲ除ク)宛

府内 通信局長、土木局長、殖産局長、警察本署長、蕃務本署長 宛

会計ニ関スル帳簿書類保存方ノ件

国庫并地方税ニ属スル歳入歳出及物品其ノ他ノ会計ニ関スル帳簿書類ハ左記区分ニ依リ保存可相成
右依命通達ス（府内ハ依命ヲ除ク）

記

- 一 計算書類并其ノ扣 二十年
- 一 主要ナル諸帳簿、証憑書類并其ノ扣 十年
- 一 補助簿ノ類并前二項以外ノ書類 五年

終リ

〔上欄外〕

府内通達ハ保存ノ下ヲ左ノ通ト為ス

并廃棄方取計フヘシ

但シ府番号ヲ附シタルモノヲ除ク

右通達ス

理由

會計ニ関スル諸帳簿書類ハ之ヲ永久ニ保存セサルヘカラサルコト、スレハ倉庫其他ノ設備ニ不尠サル費用ト手数ヲ要スルニ付會計検査院ノ例ニ準ジ其ノ期限ヲ定メ通達セムトス

(台湾總督府起案用朱罫紙一枚と台湾總督府用一〇行×二朱罫紙一枚に墨筆)

送第七五号

写

歳入歳出及物品等諸計算書類ノ義今般二十ヶ年間保存ノコトニ決定致候就テハ貴府へ委託検査ニ係ルモノ有之候ニ付及御通知候尤モ右計算書ニ属スル諸証憑書類ノ義ハ是迄通り十ヶ年間ニシテ廃棄処分可致候此段為念申添候也

明治四十四年十月二十日

會計検査院長子爵田尻稻次郎

台湾總督伯爵佐久間左馬太殿

(台湾總督府用一一行×二朱罫紙一枚に墨筆)

これらの文書は、各官衙長への會計に関する帳簿書類保存方の通達文書である。ここには、會計に関する帳簿書類の保存方法が明記されており、「国库并地方税ニ属スル歳入歳出及物品其ノ他ノ會計ニ関スル帳簿書類」について、①計算書類並びにその控えは二〇年、②主要な諸帳簿と証憑書類並びにその控えは一〇年、③補助簿の類および①と②以外の書類は五年と、これらの①から③の区分により保存することが伝えられた。つまり、會計に関する帳簿書類については、台湾總督府が定める文書保存年限とは異なる規則により保存することが伝えられ、その理由

として、会計に関する諸帳簿書類を永久保存とすれば、倉庫其の他の設備に少なからず費用と手数を要するため、会計検査院の例に準じて永久保存をなくし、長くても二〇年保存とすることが記されていた。

さらに、この文書には参考資料として、田尻会計検査院長から佐久間総督に宛てた明治四四年の文書の写しが添付されており、「歳入歳出及物品等諸計算書類ノ義今般二十ヶ年間保存ノコトニ決定」し、総督府への委託検査に係わる文書が本決定に充当するものであることから通知したこと、ただし、「計算書ニ属スル諸証憑書類ノ義ハ是迄通り十ヶ年間」とし廃棄処分するよう念のために申し添えられていた。明治四四年の文書の写しが添付されていたことから、明治四四年から本通達文書の大正二年までの間は、総督府では二〇年保存とせず永久保存としていたため、改めて田尻院長から佐久間総督へ当時の文書の写しを添えて、二〇年保存を徹底させようとしたのではなからうか。このようにして、「国庫并地方税ニ属スル歳入歳出及物品其ノ他ノ会計ニ関スル帳簿書類」のうち計算書とその控えについては、永久保存とせずに、会計検査院が定めた二〇年保存とすることとなった。その後、大正四年に総督府は会計検査院書記官小栗盛太郎からの次のような照会を受けている。

貴庁御所管各庁共明治三十七年度歳入歳出物品其他計算証明ノ為メ御提出ニ係ル証憑書類附属書共前年之通り今般廃棄処分可取計候就テハ右之内自然保存ヲ要セラル、モノ有之候ハ本書到達後二週間以内ニ其科目件名等詳細御申越相成度右期日迄ニ御通知無之時ハ前年之通本院ニ於テ廃棄取計可申候此段及御照会候也^⑤

といった照会内容で、大正四年四月五日に小栗書記官から佐久間総督宛に送られた文書である。ここには、明治三七（一九〇四）年度の歳入歳出物品其他計算証明のために提出した証憑書類と附属書類ともに前年通りに廃棄処

分とするため、これらの書類のなかで自然保存を要するものについては、「本書到達後二週間以内ニ其科目件名等詳細」に返答するよう、期日までに通知がない場合には、会計検査院において廃棄する旨が記されていた。期限が二週間しかないため、至急の文書として赤い付箋を貼り付けて起案し、欄外には赤字で「本件ハ余程年数経過ノモノニテ府外ニハ供閱ノ要ナキモノト被思候ニ付府内ノミノ供閱ト致度シ」と記していた。総督府は、明治三十七年度の書類で一〇年以上経過していることと、回答期限が二週間以内ということから、府内のみ供閱としたのである。この至急の府内供閲の文書は、殖産局長・通信局長・土木局長・専売局長・警察本署長・地方部長・学務部長・法務部長・鉄道部長・庶務課長・警務課長が閲覽し押印している。

本照会文書は、府内供閲関係機関である専売局文書の『台湾総督府専売局公文類纂』にも綴られていた。専売局文書に綴じられたこの文書は、台湾総督府専売局用一三行×二朱罫紙二枚に会計監査院から台湾総督府への文書をすべて書き写したもので、欄外の府内のみ供閲とする旨の記載も同じように赤字で書き写しており、各部長の押印は赤丸で表している。専売局用の受付スタンプには、「大正四年四月二二日受・専売局合纂第三〇号¹⁶⁾」とあることから、四月二二日に受領した専売局内合議第三〇号であることが示されており、保存年限は「5」と書かれていたが、この「5」の文字は「永久」という文字を消して「5」と書き直していることから、総督府が永久保存としていたことから専売局も当初は同様に永久にしていたと思われる。その後、専売局では五年保存と修正し有期保存文書として保管していたが、廃棄処分の際に見直した結果、永久保存文書とともに編纂し保存してきたと考えられよう。この専売局文書が残っていたことにより、総督府における供閲文書がそのまま書き写されて局内において閲覽に供していたという実態を知ることができた。以上のことから、各局内においても同様のことが行われていたことを示していよう。

証憑書類に戻るが、一〇年保存である計算書に属する諸証憑書類については、保存年限の一〇年を経過した後には会計検査院の判断により廃棄するのではなく、書類の提出元である総督府に保存の有無を確認していたことがこの照会文書によりわかる。文書を作成した機関に必要な有無を確認するという手間をかけていたことから有期保存文書であっても廃棄処分は慎重に行われていたといえるのではなからうか。

その後の財務関係の廃棄文書を見てみると、『大正八年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷』の第六文書には、「地方税仕払証憑書類」の保存年限について「保存年限拾箇年」と記されていたことから、田尻会計検査院長より示された通りに、会計に関する帳簿書類に関しては台湾総督府文書とは異なる本国政府の会計検査院の保存年限に準じた廃棄処分を行っていたことがわかる。そこで、さらに詳しく会計に関する帳簿書類の廃棄について、『大正十年台湾総督府公文類纂永久保存第一一巻』の第二文書⁽¹⁸⁾から見えていくことにする。この文書は「文書廃棄ノ件」とあり、「左記書類ハ保存年限ヲ経過シ最早保存ノ必要無之モノト被認候条廃棄相成可然哉別紙目録相添へ 仰高裁」と書かれた稟申書に「大正三年一月民財第六九〇一号民政長官通達ニ基キ証憑書類保存年限十年ト相成候」と墨筆された付箋が貼り付けられていた。この付箋により総督府内の証憑書類に関しては、大正三年一月の民財第六九〇一号により保存年限が一〇年保存と定められたこと、一〇年という保存年限は民政長官からの通達に基づくものであったことがわかる。この文書に記された「民財第六九〇一号」という文書は、前述した「会計ニ関スル書類ノ保存年限及ヒ廃棄ノ件」であることから、会計検査院の規程に準拠して新たに台湾総督府が設けた会計に関する帳簿類等の保存年限であったこともこれらの文書からわかった。

台湾総督府では文書を廃棄する際には総督の決裁を必要とすることから、廃棄文書目録を添えて決裁を仰いでいた。そのため、廃棄された文書は、その件名等が廃棄文書目録に記されて、廃棄処分伺書とともに永久保存文書に

綴られている。しかし、文書廃棄に関する件は、永久保存文書のみならず十五年保存文書にも綴られていた。その文書とは、「保存期間満了ノ為替貯金及取立金ニ関スル書類並ニ帳簿類廃棄処分ノ件」¹⁹として、十五年保存文書の簿冊に綴られていた財務関連の書類であった。この文書は、明治三十九年六月三〇日に為替貯金係から立案され、七月一三日に決裁されたもので、保存年限は十五年であり、門類名は第九門通信の第一二類雑に分類されたものである。この文書には、

保存期間満了書類及帳簿廃棄処分ノ件伺

郵便為替貯金及取立金ニ関スル書類並ニ帳簿ニシテ保存期間満了セシモノ別紙目録書ノ通有之候ニ付此際廃棄処分相成可然哉仰高批

追テ御認定ノ上ハ通信局庶務課調度掛へ引継キ同掛ニ於テ相当処分可致筈ニ有之候

但払済証書ノ如キハ主務課ニ於テ焼却致度候

とあることから、別紙目録に記載された保存期間が満了した郵便為替貯金及取立金に関する書類および帳簿類は、廃棄処分されることになるのだが、「追テ」以下に記されているように、廃棄処分の決裁がなされた際には通信局庶務課調度掛に引継ぎ、調度掛において処分される筈であること、但し、それらの書類のうち払済証書は主務課にて焼却することが記されていた。さらに、「払済為替貯金、為替原符、代金引換郵便物到着通知書、為替書類証書式紙、全払貯金通帳ハ当課ニ於テ直チニ焼却スル筈ニ付引継ヲ省ク」と書かれた付箋が貼付されていることから、払済証書のみならず、ここに記された払済為替貯金・為替原符・代金引換郵便物到着通知書・為替書類証書式紙・

全払貯金通帳は、当課において直ちに焼却する手筈となっているため、庶務課への引継は省かれ、当課である郵務課において焼却されることになる。

このようにして、本案件の系統が進み、明治三十九年七月二〇日立案、同年同月二四日達済の文書が郵務課から庶務課に宛てた「保存期間満了ニ係ル郵便為替貯金及取立金ニ関スル書類並ニ帳簿廃棄処分方本月十三日決裁相成候ニ付別紙目録ノ通り及送付候条可然御取計相成度候也」との文書により、廃棄処分について然るべく取り計らうよう依頼している。この文書には、赤字で、「引継量目 四百七拾五貫四百五十匁目 全七月二十五日引継」と、文書の重さが記載されている。重さは、四七五貫四五〇匁²⁰目で、七月二五日に引き継ぐことが記されていた。これは、当時の廃棄処分とは機密書類を除く、全ての書類は古紙業者に払い下げられるため、廃棄文書は枚数や丁数や簿冊数ではなく目方で記載され、さらに、払い下げられた場所の料金が記録され、総督府の金庫に収められることになる。その一例が洪紙に利用された行政文書である。²¹

さらに、当該文書には、明治四〇（一九〇七）年五月八日に郵務課為替貯金掛が立案した庶務課宛の文書が付されており、ここには、「保存期間満了ニ係ル郵便為替貯金及取立金ニ関スル書類及帳簿廃棄処分方客年七月十三日決裁相成候ニ付同月二十四日第一回及引継候処尚別紙目録書ノ通及送付候条可然御取計相成度候也」とある。つまり、明治三十九年七月一三日に決裁された廃棄処分の郵便為替貯金及取立金に関する書類が、二四日に別紙の目録の通り送付したことによる取り計らいの文書が約一〇ヶ月を経て出されていることから、年度内には引継が終了しなかったと思われる。そのため、これらの文書は、明治四〇年の文書として編纂されることになる。こうして、払済証書・払済為替貯金・為替原符・代金引換郵便物到着通知書・為替書類証書式紙・全払貯金通帳は主務課である郵務課において処分され、それ以外の文書が庶務課に引き継がれたのである。なお、この郵便為替貯金及取立金に関

する書類及帳簿類は、総督府の文書保存規則外で定められた財務関連の規則に準拠していたため、総督の決裁案件ではないことから、十五年保存文書の簿冊に綴られていたと考えられる。

本案件については、特に、文書の重さを量った上で引き継がれている点が注目に値する。台湾総督府における廃棄後の引継の方法が示された重要な記録として、「廃棄書類引継ノ件」²²⁾に纏められた台湾総督府における文書廃棄の実態記録がある。この実態記録と同様に意味を持つ引継記録が、本案件で記された「引継量目四百七拾五貫四百五十匁目」という重さによる記録であった。この引継量目は、払済為替証書・為替原符・為替振出請求書・為替電報送達紙・代金引換郵便物到着通知書・為替書換証書式紙・為替振出報告書・払済為替証書合計紙・全払済貯金通帳・貯金払戻請求書・貯金通帳添付書類・他管区預金合計紙・貯金預入証拠書合計紙の冊数が数えられないため、纏めて括られた帳簿類は量ることでの重さを明記した上で引き継がれていた。これらの文書保存規則に準拠した取扱ができない郵便為替貯金や帳簿類においてもどのくらいの量のものが廃棄処分されたのが明確になるような形で引き継がれていたと考えられよう。

台湾総督府では、文書の廃棄が決裁された後に原課に引き継がれるなど、各部局の都合により臨機応変な廃棄処分が行われていた。但し、軍事関係文書に関しては、完全に焼却されるまで立ち会いがなされていた。一例を挙げると、大正四年の廃棄文書目録には、明治四四年一年保存第五門地方第三類「兵事」と記された箇所、「七月五日中田属立会焼却」²³⁾と記されていた。このことは、廃棄される文書のなかでも兵事に関わる文書は、完全に廃棄処分がなされたことを見届けるために、地方課の中田政太郎属の立ち会いの下で兵事関連の文書が焼却されていたと考えられよう。この焼却立ち会いにより、廃棄処分についての取扱方は文書の内容によるものでもあることもわかってきた。

最後に、台湾総督府が残してきた廃案となった文書の取扱について、靖国神社にかかわる文書史料から見ていくことにしたい。『明治四四年台湾総督府公文類纂永久保存第九卷』に綴られた第三文書「靖国神社合祀社二関スル件」²⁴には、次のような文書が綴られている。

1. 土匪及生蕃討伐に従事し死歿したる警察官吏の靖国神社への合祀に付き稟申すべき者の調査について 明治四三年一月一七日
2. 靖国神社合祀名簿（様式）
3. 在京大島久満次民政長官宛陸軍大臣へ稟請した警察官及隘勇の戦死者七名の靖国神社合祀の原議書類の有無についての問い合わせ電報 明治四三年四月二日
4. 3の問い合わせ電報への大島長官より警察官戦死者の合祀方稟申書類はなしとのこと、巡查以上の者への合祀方稟請手続きありたしとの返電（原文と訳文） 明治四三年四月四日
5. 斎藤参吉秘書官よりの原議書類について、「答四一年四月三十日ナルモ番号ナシ」と総督府副官宛電報 明治四三年四月六日
6. 台湾総督より四一年四月三〇日付稟申の警察官及隘勇の戦死者を靖国神社へ合祀する件については調査都合に付き一応書類を返付ありたしとの陸軍大臣宛電報案 明治四三年四月八日
7. 内務次官法学博士一木喜徳郎より台湾総督府民政長官代理台湾総督府参事官山田新一郎宛靖国神社合祀に関する稟申書返戻の件 明治四三年四月一四日
8. 台湾総督佐久間左馬太より内務大臣原敬宛合祀の稟申書 明治四一年四月三〇日

9. 佐久間台湾総督よりの合祀稟申書（隘勇を除き警察官のみ合祀する稟申案）明治四三年四月三〇日（日付の横に赤字で「明治四三年五月六日付ヲ以テ更ニ発送」とあり）
10. 9に添付された佐久間台湾総督より内務大臣平田東助宛合祀の稟申書 明治四一年四月三〇日（上欄外に赤字で「更ニ五月六日付ヲ以テ発送ノ」とあり）
11. 内務省台湾課黒川良知より斎藤秘書官宛明治四一年四月三〇日に稟申された靖国神社への合祀書類の日付を修正し、改めて進達するかあるいは提出分と引き替えるかについての提案、一応先の分は撤回手続済であるとの手紙 四月二八日
12. 拓殖局副総裁後藤新平より佐久間台湾総督宛合祀に関する通牒 明治四三年八月二七日
13. 拓殖局第一部長宮尾舜治より台湾総督府民政長官内田嘉吉宛合祀者の資格標準等についての申進書 明治四三年一〇月一九日
14. 民政長官より民政長官代理宛陸軍省より督促につき靖国神社への合祀人名調査書類至急提出との電報（原文と訳文） 明治四四年二月四日
15. 14の督促電報に対する民政長官代理より内田長官宛戦死警察官人名調査書類は三月上旬発送予定との電報訳文 明治四四年二月一〇日
16. 15の電報に対し内田長官より民政長官代理宛陸軍省より屢々督促があり、是非今月中に調査書類が到着する様取り計らいありたしとの電報（原文と訳文） 明治四四年二月一三日
17. 内務局長亀山理平太より秘書課長三村三平宛合祀者名簿および戸籍謄本送付依頼 明治四四年二月一五日
18. 台湾総督より内閣総理大臣宛合祀に付き稟申案 明治四四年二月二一日

19. 靖国神社合祀者調
20. 民政長官代理より内田長官宛18の追加申進書 明治四四年二月二五日
21. 拓殖局第一部長宮尾舜治より台湾総督府民政長官代理高田元次郎への戸籍謄本無き者の照会 明治四四年三月七日
22. 21に対する蕃務本署より官房秘書課宛回答 明治四四年三月一四日
23. 内田民政長官より高田民政長官代理宛靖国神社合祀者中巡查補に付き陸軍省に異議ありとの電報（原文と訳文） 明治四四年三月一五日
24. 民政長官代理より内田長官宛巡查補削除に付き異議なしの伺書 三月一八日
25. 拓殖局第一部長宮尾舜治より台湾総督府民政長官代理高田元次郎宛陸軍省より照会に付き死亡事由至急取調回報との照会 明治四四年三月一六日
26. 25への民政長官より拓殖局第一部長宛回答 明治四四年四月一日
27. 拓殖局第一部長より民政長官宛靖国神社合祀者戸籍謄本および死亡事由取調報告依頼電報（原文と訳文） 明治四四年四月一日
28. 27の送付に付き民政長官より拓殖局第一部長宛本日の船にて発送の件と戸籍謄本は近日便にて送付との回答 明治四四年四月一日
29. 蕃務本署長大津麟平より秘書課長三村三平宛添付すべき戸籍謄本送付 明治四四年四月四日
30. 民政長官より拓殖局第一部長宛添付すべき戸籍謄本不足（転籍等による）に付き取纏困難にして目下取調中との申進書 明治四四年四月七日

31. 民政長官内田嘉吉より高田民政長官代理宛合祀名簿中削除者通知 明治四四年四月七日
32. 拓殖局第一部長宮尾舜治より台湾総督府民政長官内田嘉吉宛合祀名簿中合祀済の者は合祀既済者として削除の旨通知 明治四四年四月四日
33. 民政局長代理より拓殖局第一部長宛戸籍謄本添付の残りの者及原籍不明の者への取り計らいに付き申進書 明治四四年四月一日
34. 拓殖局第一部長より内務局長宛合祀の警部の官等につき問い合わせ電報（原文と訳文） 明治四四年四月二四日
35. 34への秘書課長より拓殖局第一部長宛回答 明治四四年四月二五日
36. 秘書課長より拓殖局第一部長宛陸海軍告示中未確認者問い合わせ 明治四四年四月二八日
37. 36への拓殖局第一部長より秘書課長宛次期合祀迄延期との回答電報（原文と訳文） 明治四四年四月二九日
38. 靖国神社合祀者調
39. 秘書官より拓殖局第一部長宛合祀者官等につき回答 明治四四年五月一日「永久保存、「明治四十四年へ収ム」とあり」
40. 民政長官代理より内田民政長官宛合祀方配慮願「廃案文書」

これらの四〇件の文書から、台湾総督府が統治政策を遂行する上で要となる全島統一を進めていくなかで、治安確保のために実施した土匪及生蕃討伐に従事し殉死した警察官吏の靖国神社への合祀を求めていることがわかる。第2件目の靖国神社合祀名簿（様式）が、第18件目には靖国神社合祀名簿の定型用紙が綴られており、これらの合

祀名簿表および定型用紙は陸軍の軍人軍属の合祀名簿として使用されていたものと同様のものと考えられることから、靖国神社への合祀の為され方の一端を知ることができる。

ここで、台湾総督府が求めた靖国神社への台湾人合祀の理由について、第8件目の佐久間左馬太台湾総督から原敬内務大臣宛の明治四一（一九〇八）年四月三〇日付稟申書から見えていくことにする。台湾総督府は、「戦役ニ関係シテ死歿シタル軍人ヲ靖国神社ニ合祀セラル、ハ国家カ忠魂ニ対シ祭祀ヲ絶タサルノ誠意ニ出テタルモノニシテ戦死者ノ名譽ハ之ニ由リテ不朽ニ伝ハラレ遺族ノ不幸ハ之ニ由リテ慰藉ヲ亨クル処」であるとして、「最大名譽タル国家ノ祭祀ヲ受ケシメ得サルハ頗ル遺憾ト」し、「軍隊ニ参加聯合シテ同一戦線ニ斃レタル者モ尠カラサルニ軍人独リ此名譽ヲ蒙リ警察官以下ニ其ノ榮ヲ同フセシメサルハ国家カ忠魂ヲ待ツノ途ニアラサルヘシト信」じ、「明治十年ノ役ニ於テ戦没シタル警視庁員ヲ靖国神社ニ合祀セラレタルノ前例ニ照シ此際特別ノ詮議ヲ遂ケラレ従来土匪及生蕃討伐ニ従事シテ斃レタル警察官隘勇及将来生蕃討伐ニ従事シテ死没スル是等ノ者ニ対シ軍人ト均シク靖国神社ニ合祀セラル、事トセハ現ニ頑強ナル蕃族ト対峙シ日夜間断ナキ戦闘状態ニ服務スル彼等ヲ鼓舞シ併セテ新附ノ民ヲシテ国家ノ恩恵ニ遺漏ナキヲ感得セシメ對蕃上至大ノ効果アルノミナラス台湾統治ノ上ニ於テモ尠カラサル影響アリト思考致候」と、加えて「殊ニ生蕃討伐ノ如キ一時ノ出来事ニ対スル警察事務ニアラスシテ純然タル戦闘行為ニ外ナラサレハ十年ノ役ニ於ケル場合ト毫モ區別スヘキ理由モ無之」として、戦闘要員すべての合祀を願っていた。

ここには、「戦死者ノ名譽」、「遺族ノ不幸」、「国家ノ祭祀」といった一般論だけではなく、「新附ノ民ヲシテ国家ノ恩恵ニ遺漏ナキ」感情を持つことができること、「土匪及生蕃討伐ニ従事シテ斃レタル警察官隘勇」を「軍人ト均シク靖国神社ニ合祀」することにより日夜における戦闘状態を保ち彼等を鼓舞することができること、そのため

に明治一〇年に警視庁員が合祀された事例をもって「対蕃上至大ノ効果アルノミナラス台湾統治ノ上」においても影響があると考えていた。

しかし、台湾総督から提出した当時の監督官庁である内務大臣への明治四一年四月三〇日付の稟請書は、二年経過してもなお決裁されないままの状態であった。この稟請が動き出すのが、第3件目の明治四三年四月二日の高田元次郎民政長官代理から在京の大島久滿次民政長官宛の問い合わせ電報からである。ここには、「警察官及ヒ隘勇ノ戦死七名ヲ靖国神社へ合祀スルコトニ付陸軍大臣へ稟請セシ原議書類ハ若シヤ御手許ニ現存セサルヤ伺フ」とあり、二年経っても合祀に関する連絡がないため、東京出張所滞在中の民政長官に問い合わせたのである。大島民政長官からは、第4件目の「警察官戦死者ヲ靖国神社へ合祀方ノ稟申書類ハ当方ニナシ右ハ巡查以上ノモノ、合祀方稟請スル様手続キアリタシ」との返電がある。一方、第5件目の斎藤参吉秘書官より総督府副官宛に「答四一年四月三十日ナルモ番号ナシ」という電報から、稟請日は四月三〇日であるが、稟請番号がないとの連絡により、稟請されていないことがわかる。そのため、総督は陸軍大臣に宛て第6件目の「四十一年四月三十日付稟申警察官及ヒ隘勇ノ戦死者ヲ靖国神社へ合祀方ノ調査ノ都合アルニ依リ一応書類御返付アリタシ」と原議書類の返送を願っている。こうして、第7件目の明治四三年四月一日付の内務次官一木喜徳郎の連絡により「隘勇ノ戦死者ヲ靖国神社へ合祀ニ関スル稟申書」は、台湾総督府に返戻されることになる。

その後、第9件目の佐久間総督より平田内務大臣への稟申書案は、第8件目の原内務大臣への文書から「隘勇等」が削除され、さらに「(巡查以上)」を追加していたが、二重線で削除し、「警察官吏」と修正している。これは、台湾人巡查補を意識してのことだと思われるが、この時点では台湾人巡查補に対しては合祀が認められると考えて巡查以上という言葉を削除したのではなからうか。こうして「四十一年四月三十日」と墨書きされた日付の横に赤

字で「四十三年五月六日ヲ以テ更ニ發送」と書き加えている。この起案書は、「至急」、「急施」と朱色のスタンプ印が押された大至急案件であった。第10件目の佐久間総督から平田内務大臣への稟申書は、「警察官吏」と書かれた第9件目と同じ内容である。上欄外には、「更ニ五月六日付ヲ以テ發送ノ」¹⁷と記載されており、内務省の受付番号と明治四三年四月二五日の受付日が朱色のスタンプで押印されている。この稟申書の日付修正の指示をしたのが内務省台湾課の黒川和知である。黒川は、「四十一年四月三十日付ニ相成居今日ニ於テ之ヲ処理スルハ不都合ニ付一応御返付以多し候間日付を改メ更ニ進達相成候様仕度候或ハ曩ニ提出ノ分ト引替之積ヲ以送付相成」と、二年前の日付で処理するのは不都合であること、日付を改めるか、提出分と引き替えるかを提案し、「先ノ分ハ一応撤回ノ手續取計済ニ付可然御取計相成度」という手紙を台湾総督府の斎藤参吉秘書官に送っていたのであった。これが第11件目の文書である。

しかし、明治四三年六月二二日に、台湾総督府の監督官庁が内務省から内閣内に設置された拓務局¹⁸に移管されたことから、拓殖局副総裁に就任した元台湾総督府民政長官の後藤新平から佐久間総督への通牒がなされている。それが第12件目の文書で、その内容は、

本年五月六日付内務大臣へ稟申相成候台湾ニ於テ土匪討伐及生蕃防禦等ニ従事シ死歿シタル警察官吏ヲ靖固神
 社へ合祀ノ件陸海軍両大臣へ協議中ノ処右ハ軍人ヲ合祀スルト同様ノ情况アル場合ニ於テハ直接生蕃又ハ土匪
 ノ兵刃ニ斃レ戦死同様ノ取扱ヲ要スルモノニ限り其ノ都度詮議合祀ノ儀ヲ決定スルコトニ可取計旨回答有之候
 条御承知相成度此段及通牒候也

との通牒において、靖国神社への合祀者は、

- (1) 台湾において土匪討伐及生蕃防禦等に従事し死歿したる警察官吏であること
- (2) 軍人合祀と同様の状況であること
- (3) 直接生蕃又は土匪の兵刃に斃れ戦死同様の取扱を要するものに限ること
- (4) 合祀判定はその都度詮議すること

と、これらの条件で以て判定されることになる。結局、警察官吏であり、軍人と同様の状況であり、直接兵刃に斃れたものであり、さらに、その都度の詮議により決められることになった。こうして、第13件目にあるように、陸軍省においては明治四四年五月に滿韓並に台湾における軍人軍属の戦死者合祀予定のため、同時に「合祀ノ運ニ相成候へハ好都合ニ可有之候」として合祀者の人名調査が急がれるようになる。さらに、合祀者の資格標準等が決定されたことから、第18件目の合祀者調査の際の規程が設けられたのである。その資格標準とは、後藤副総裁からの通牒にある「軍人ヲ合祀スルト同様ノ情况ニアル場合ニ於テ直接土匪又ハ生蕃ノ兵刃ニ斃レ戦死同様ノ取扱ヲ要スル者」であった。また、今回は、「明治二十八年（領台現時）以降明治四十三年十一月（宜蘭庁下ガオガン蕃討伐終了）までの期間に戦死した者からとなった。

そのため、台湾総督府では、急ぎ合祀者調べに取りかかるが、第19件目の「靖国神社合祀者調」では、巡查補も名簿に記載していたことから、第23件目の電報が送られてくることになった。そこには、「靖国神社合祀者中巡查補ニ付テハ曩ニ隘勇戦死者ノ合祀ニ付キ陸軍省ニ異議アリ同様ノ理由ニテ今回ノ巡查補モ削除シ度ト云フ實際土人ニ対シテハ其効力薄シト云フニアリ削除支ナキヤ返電アリタシ」と書かれていた。

このように、台湾総督府の願いは叶わず、殉死者全員が靖国神社へ合祀されたわけではなかった。まず、隘勇が

合祀対象から外され、次いで巡査補であった台湾人の官吏も除外され、合祀されることはなかった。ただ、第38件目の「靖国神社合祀者調」【史料三】では、巡査補は調査対象として数えられていた。

【史料三】

最初稟申ノ分

区別	警部	警部補	巡査	巡査補	計
土匪ノ為メ斃レタル者	二八	五	一九八	一〇	二四一
生蕃ノ為メ斃レタル者	二二	七	二四六	一四	二八八
計	五〇	一二	四四四	二四	五三〇

其後ノ異動

土匪ノ為メ斃レタル者	削除 三		削除 二四	削除 一〇	三三
生蕃ノ為メ斃レタル者	追加稟申 二		追加稟申 一一	削除 一四	一
計	一		一三	二四	三八

備考 警部及巡査ノ削除ハ陸軍省ニ於テ三十一年己ニ合祀済ナリシニ因リ巡査補ノ削除ハ陸軍省ノ反対アリタル為当府ヨリ削除方同意シタルニ因ルモノ

以上二表ヲ差引シ今回合祀セラル者左ノ如シ

区別	警部	警部補	巡査	巡査補	計
土匪ノ為メ斃レタル者	二五	五	一七四	一	二〇八
生蕃ノ為メ斃レタル者	二四	七	二五七	一	二八七
計	四九	一二	四三一	一	四九二

台湾総督府は、巡查補については終始合祀対象であるという意思をもって陸軍省からの督促のなかでの合祀者調においても巡查補の殉職者すべての名前を名簿に記載し、稟請手続を行おうとしていたことがこの「最初稟申ノ分」の表にも示されている。しかし、「其後ノ異動」表では、巡查補全員が削除されていた。その備考には、「巡查補ノ削除ハ陸軍省ノ反対アリタル為」であること、総督府としては陸軍省からの反対では致し方なく「当府ヨリ削除方同意シタルニ因ル」と削除の原因は飽くまでも陸軍省に同意せざるを得ない状況であったことをこの一文により示していた。

かかる事情により、陸軍省からの反対により巡查補は全員合祀対象から外されることになるが、その反対の理由は、第23件目に書かれていたように、隘勇も巡查補も同様に台湾人であることから陸海軍の神社である靖国神社へ合祀したとしてもその効力が薄いとして合祀が認められなかったのである。

史料学的に見ると、第8件目の台湾総督の稟申にある台湾統治の施策とともに、第40件目の「靖国神社合祀者ノ件拜承然ルニ巡查補ハ巡查ト同様判任待遇ニシテ且ツ合祀ノ効力モ内地人ト異ナラザル様存セラル、ニ付合祀方御配慮ヲ請フ」という廃案となった文書が重要である。台湾総督府にとっては台湾統治が重要であり、いかにして新附の民を統治していくのかという重大な課題があった。廃案となった文書には、「巡查補ハ巡查ト同様」、「内地人ト異ナラザル」、「合祀方御配慮ヲ請フ」という台湾総督府の思いが詰まっており、総督府としての意思が示された文書であるからこそ廃案となったにもかかわらず残したのであった。この廃案となった台湾人の合祀に関する件は、これまで見てきたように、明治四一年四月三〇日に稟申書が提出されてから、「靖国神社合祀者中巡查補削除ノ件異議ナシ右経伺ノ上」とする第24件目の明治四四年三月一八日の回答で終わっていることから、約三年間を要した案件であった。しかし、三年という月日を要したにもかかわらず、結果として、台湾人である巡查補は、陸海

軍の神社である靖国神社への合祀が認められなかった。台湾総督府は、第19件目と第38件目の合祀者調においてすべての巡査補を除外することなく調べて最後まで名前を書き続けることより、靖国神社への合祀の意思を表わしていたのであった。⁽²⁶⁾

最後の明治四四年五月一日付立案文書の第39件目には、永久保存であることが記され、「四十三年官秘九五三号」と明治四三年の文書であることが記載されているが、本件が施行されたのが翌四四年であったことから、「明治四十四年へ収ム」と明記されている。このように、永久保存として残されてきた「靖国神社合祀者二関スル件」の文書には、台湾総督の稟申書および台湾総督府が提出した合祀者名簿の添付とともに、廃案となった文書が綴じられていることから、三年間にわたる往復文書をそのまま綴ることで台湾総督府の意思を示していた。この廃案文書を残したのは、台湾総督府としての意思決定を残すという強い意志が感じられる。永久保存に付随する文書であるというだけの意味合いではなく、台湾総督府の意思を残すということに意味がある。行政文書は施行にいたる決定までの過程の文書を残すというだけでなく、機関としての意思を残すということ、機関の意思決定を残すという重要な行政機関決定文書ということになる。つまり、行政機関における施行記録が行政文書であるということだけでなく、行政機関として残さなければならない文書としての意味合いもあるということをこれらの文書から知ることができる。

第三節 台湾総督府における廃棄文書と現用化

台湾総督府では、法制度だけではなく運用上将来において参考に供するために、保存年限が満了した文書を廃棄した後、その文書を作成した原課の求めに応じて、それぞれの部署への引継ぎを行ってきた。ここでは、廃棄文書

の引継の実態を明らかにするために、「参考書類」として綴られていた有期保存文書について見ていくことにする。この『参考書類』²⁷⁾として綴られていた文書は、次の一四件の文書である。

- 一、台湾総督府財務局属野村福平調査復命書『米券倉庫視察報告』二〇〇部ヲ関係部署へ配付ノ為ノ印刷製本二
 閱スル件 大正四年八月二六日 十五年保存 八門雑
- 二、ドレスデン万国衛生博覧会へノ出品ノ為ノ鉱泉調査ニ関スル件 明治四三年一二月三日 五年保存 三門七
 類
- 三、明治四一年下半年苗栗庁行政事務及管内概況報告 明治四三年一月一七日 五年保存 五門一類
- 四、新竹庁街庄区行政事務講習会状況報告 明治四三年三月二五日 五年保存 五門一類
- 五、台湾総督府専売局処務規程改正報告ノ件 明治四三年一月一〇日 五年保存 二門二類
- 六、台湾総督府民政部各局及蕃務本署分課規程中改正案 明治四三年一〇月二五日 五年保存 二門二類
- 七、文書取扱ノ義ニ付キ各庁長へ通達ノ件 明治四四年六月一六日 五年保存 二門二類
- 八、官民業競争ニ関シ拓殖局へ回答ノ件 明治四四年一月一日 五年保存 二門四類
- 九、官有土地建物貸付ノ件 明治四三年四月二八日 五年保存 五門四類
- 一〇、官有地開墾期間延期ノ件 明治四三年一月二七日 十五年保存 五門四類
- 一一、開墾予約売渡許可地名義変更ノ件 明治四二年一月一三日 十五年保存 五門四類
- 一二、府報印刷命令継続ノ件 明治四四年三月三二日 五年保存 二門二類
- 一三、横領、私書名私印盗用、詐欺検挙ノ件報告 明治四四年二月三日 五年保存 三門二類

一四、湯阿桂卜朱氏阿妹及曾璇甫ヨリ業主権認定願書送付ノ件 明治四三年七月一日 五年保存 一〇門六類

これらの案件はすべてが有期保存文書で、保存年限は、五年保存が一二件と一五年保存が二件である。門類を見ると、明治四二（一九〇九）年から大正八（一九一九）年までの分類表から文書及統計の二門が五件、警察の三門が二件、地方の五門が五件、財務の八門が一件および殖産の一〇門が一件である。五門の地方と同伴数ではあるが、二門の文書及統計関連の文書が五件と最も多いこと、『参考書類』と書かれた簿冊に纏められていたことから、文書課において利用に供していたと考えられよう。特に、六件目の「台湾総督府民政部各局及蕃務本署分課規程中改正案」は、大正七年に「文書廃棄ノ件」²⁸において、廃棄の稟請がなされ廃棄処分が認められた文書で、文書課が必要であるとして移管されることとなった廃棄済文書である。そのため、移管されたこの文書には「廃棄」と朱色のスタンプが押印されている。まず、大正七年の廃棄された際の起案文書を見ると、文書廃棄の起案用紙に添付された廃棄目録には、原議番号、件名、施行年月日、冊号の順に記載されており、その順序で記載すると、「官文 一六九 分課規程中改正ノ件 四三、一〇、二五 一二」と書かれていることから廃棄処分されたことがわかる。しかし、この文書には廃棄後に移管される旨の記載がない。この廃棄目録には、「官統二〇廃棄ノ上調査課ニ交付 七年八月廿一日」と記載されたものがあり、この官統二〇という原議番号の上に赤丸が付されていることから、移管される場合には、どこへ交付するのか、そしてどの文書かがわかるように印が付されている必要がある。したがって、原議番号官文一六九の上にも同様の文言が記され、赤丸が付されている筈であった。つまり、交付の記載がないにもかかわらず、書類上の廃棄処分後に文書課へと送られていたことになる。考えられるとすれば、文書管理を担っている文書課への引継（移管）となるため、そのような記載を省いたということになろう。ただ、この『参

「考書類」が台湾省文献委員会に移管されていなければ、文書課への交付のことも、文書課がこの文書を参考に供していたという実態もわからなかった。さらに言えば、この『参考書類』は、文書課に限らず、他の部局においてもこのような方法で活用していたということにもなる。

そこで、この『参考書類』に綴られた「分課規程改正ノ件」から、なぜ本案件が参考に供する文書となったのかについて、分課規程の改正内容とその理由を通して見ていくことにする。この改正は、次に挙げる業務を文書課の管掌とする案件であり、まず、これまで外事課が掌理していた「翻訳並通訳ニ関スル事項」について、「特命ニ依リ欧米各国ニ於ケル殖民政策ノ利害得失ヲ調査研究」しておくために、「殖民関係ノ外国図書及新聞雜誌等ヲ翻訳ノ必要」があること、それゆえに「通訳ヲ掌ルヲ便宜ト認ムルニ依ル」との理由が述べられている。次に、「会議ニ関スル事項」については、「従来会議ヲ開ク場合ハ関係各局著ニ於テ議案ノ配付会場ノ選定等ヲ掌リ居タルモ特ニ規定アルモノ、外ハ統一ヲ計ル」ために、文書課において取纏める必要があることが述べられ、最後の「官制ニ関スル事項」については、「従来文書課ニ於テ掌理シ来リタルモ更ニ分課ヲ明カニスル」ためであることが述べられていた。

しかし、各部局からは、この改正案に対して多くの反対意見が寄せられていた。まず、蕃務本署は次のように記していた。「翻訳並通訳ニ関スル事項」の反対理由として、通訳に関しては、「警察職員通訳兼掌者規程」、「蕃語通訳兼掌者銓衡ニ関スル通達」があること、「此等ノ事項モ包含スルモノ」なのか、また「蕃語通訳ノ如キモノ迄モ文書課ニテ主管セラル、意」なのか、「此点ハ賛成スルコトヲ得ス」との意見であった。最後に、「会議ニ関スル事項」については、地方課と警察課の意見と同様であるが、さらに次の四点の理由により反対を表明していた。一点目は、「蕃地、蕃情其他ノ関係ヨリ急速ニ召集シテ会議スルコトアリ斯ル場合ニ文書課ヲ経サルヘカラストセハ徒

ラニ時日ヲ遷延スルノ虞アルノミナラス結局ニ重ノ手續ヲ要スルコトトナル」ため、二点目は、「日曜祭日等ニ召集ノ手續ヲ為サ、ルヘカラサルコトアリ従来ノ実験ニ依レハ斯ル場合ニ文書課ノ主管ニテハ頗ル不便」であるため、三点目は、「蕃務本署ハ特別会計也而シテ会議ニ関スル費用ハ如何ニ之ヲ負担スヘキヤ若シ一部ハ蕃務本署ニテ分担シ一部ハ文書課ニテ分担スルカ如キコトアラハ甚シキ錯雜不便ヲ感ス」るため、四点目は、「会議ノ準備又ハ筆記等ハ平素蕃務ニ従事スル者ト否ラサル者トノ間ニ大ナル巧拙アルハ免レサル所ナリ然ルニ若シ文書課ニテ之ヲ扱フトセシカ此等ノ点ニ関シ頗ル懸念ナキ能ハス」と、「縦合蕃務ヨリ参加ストスルモ局長力命令スルカ如ク円満ニ行ハレサルノミナラス秘密會議ヲ要スルコトアリ斯ル場合ニ不便尠カラス」といった理由から反対であるとのことであつた。

最後に「印刷ニ関スル事項」についても、四つの反対理由を持っていた。第一は、「従来蕃地、蕃人ニ関スル事項及蕃地図等ハ当署ニ於テ之ヲ印刷ニ附セリ況ンヤ特別会計」となるため、「今日ニ於テ一々文書課ニ請求シテ印刷ヲ為サシメ其費用ヲ当署ヨリ支払フカ如キハ二重ノ手数」であること、第二は、「蕃地蕃人ニ関スル印刷物ハ蕃情ノ変化其他ノ理由ニ因リ往々校正等変更修正ヲ要スルコトアルハ従来ノ実例ナリ文書課ニ於テ扱フトセハ斯ル場合ニ頗ル不便」であるため、「蕃務ニ関スル印刷物ハ除外スルヲ要」すること、第三は、「蕃地図ノ或モノニ付テハ恰モ軍隊ノ地図ニ於ケルカ如ク秘密扱トスヘキモノ頗ル多シ此等ヲモ悉ク文書課主管トセハ理蕃計畫上大ナル不便」であること、第四は、「蕃社討伐、隘勇線前進及蕃地探險等ノ場合ニハ急速ニ地図ノ印刷ヲ要スルモノ少カラス是亦文書課ノ主管ニテハ行ハレ難カラントヲ憂フ」ために同意できないとしていた。

反対意見は蕃務本署のみならず各部署から多くの意見が付箋に書かれて本文書に貼付されており、さらに付箋に書かれた各部署の意見は、台湾総督府用朱梓紙一枚に纏めて記載されていた。各課の意見を纏めると、次のように

なる。

- (1) 外事課は、「特ニ外事課ノ設ケアル以上ハ従前通外国文書ノ起草及翻訳ハ外事課ニ於テ取扱フヲ至当ト認ム
 第七条第一項ノ外国人ニ関スル事項ヲ掌ルニ於テハ通訳ニ関スル事項モ亦外事課ニ附随セシムルヲ至当ト
 認」め、「此際第七条第三項ヲ左ノ如ク改メラレタシ」として、第七条の三項の「外国文書ノ起草翻訳ニ関
 スル事項」を「外国文書ノ起草、翻訳及通訳ニ関スル事項」と改めることを提案。
- (2) 秘書課は、外事課の意見に同意。
- (3) 地方課と内務局警察課は、「一 殖民政策ノ利害得失ヲ研究スルハ文書課ノミノ所管ニアラズ」とし、「若シ
 特別ニ研究機関ヲ設クル必要アラハ委員ヲ置クベシ」と、「単ニ翻訳スルニ過キササルモノナレバ外事課及参
 事官室調査掛ノ存スルアリ」として、「文書課ニ移ス必要ナシ」と、次の「二 会議ニ関スル事項ハ各局署
 ニテ各々其ノ望ム如ク計画処置スヘキモノニシテ文書課ヘ統一スル必要ナシ之レヲ統一スレバ却テ機宜ニ適
 スル能ハサル」ため不利であること、最後の「三 印刷ニ関スルコトニツキテハ文書課所管タルコト大ニ賛
 成」であること、明治三十一年九月訓令第二六九号の廃止は必要なしとの意見。
- (4) 主計課・金融課・会計課・統計課は、地方課の意見に賛同。
- (5) 移民課・林務課は、地方課の意見に賛同。
- (6) 通信局庶務課は、「会議ニ関スル事項ニ付テハ警察課ノ意見ニ同意ス」とし、「印刷ニ関スル事項ニ付テハ
 通信事務上ノ印刷ヲ除外セラレンコトヲ望ム」とし、それは「従来ノ如ク通信局ニ於テ掌理スルヲ便宜ト認
 ムルニ因ル」との意見を「台湾総督府民政部通信局附箋」に記載。

各部署より多くの反対意見が付された本案件は、明治四三年二月八日を最終の合議日とするスタンプが押印されているが、総督と民政長官の押印もなく、委任というスタンプもない。内容は、「明治四十二年十月訓令第百五十四号台湾総督府官房並民政部及蕃務本署分課規程」中の改正であるが、この訓令第一五四号は、明治四四年一月一六日に、訓令第一八七号「台湾総督府官房並民政部各局署部分課規程」の制定の際に廃止されている。そこで、この訓令第一八七号第五条の文書課の業務を見ると、「一 公文書類及成案文書ノ接受發送ニ関スル事項、二 公文書ノ編纂保管及図書ノ保管ニ関スル事項、三 府報ニ関スル事項」の三項であり、第七条の外事課の業務は、「一 外国人ニ関スル事項、二 海外旅行ニ関スル事項、三 外国文書ノ起草及翻訳ニ関スル事項、四 前各号以外ノ涉外事項」の四項であった。第五条の文書課の業務としては明治四二年一〇月の訓令第一五四号との改正点はないが、第七条の外事課の業務としては、二項の「内地人ノ海外旅行出稼」から「海外旅行」に改正されており、三項に関しては、明治四三年一〇月の改正案への意見として、一の「外国人ニ関スル事項」には自ずと通訳が附随するものであることから「外国文書ノ起草、翻訳及通訳ニ関スル事項」と「通訳」を加えることを望んでいたが、明治四四年の訓令第一八七号では「通訳」という文言は追加されなかった。さらに、明治四二年の訓令第一五四号の「四 外国通称及航海ニ関スル事項、五 内外国人ノ交渉ニ関スル事項、六 前項ニ掲クルモノノ外清国対岸地方ニ関スル事項」はすべて、訓令第一八七号では、「四 前各号以外ノ涉外事項」に纏められた。

以上のことを踏まえると、明治四三年一〇月における本改正案は決裁されなかったのではないかと思われる。この文書には合議スタンプはあるが、総督および民政長官の決裁印も委任といったスタンプも押されていない。保存年限も五年保存であり、訓令番号も記載されておらず、規程改正の際に書き込まれる府報掲載日も記されていない。決裁されなかった場合の「廃案」という印はないが、文書課の業務として、翻訳と通訳、そして会議および印

刷に関する事項の追加を望んでいたが、各課からの激しい反対により実現しなかったと考えられる。しかし、規程案とその反対意見等が記載されたこの文書を、将来の分課規程改正の際の参考書類として文書課において保存することを望み、保存期間満了の際に手元に戻したのではなからうか。

それに加えて、この文書にはもう一つ細長い下げ札が貼り付けられており、そこには、赤字で「本案ノ形式ハ改ムルコトヲ要^か」と書かれていた。最後の文字が破損しており定かではないが、形式について改正を求めたのではなからうか。だからこそ、付箋に書かれた意見を改めて台湾総督府用朱棹紙に書き直したとも考えられる。台湾総督府は、付箋への書き込みは剥がれて散逸する虞があることから、明治三八年の「官房並民政部文書保存規則ノ件」^④の第二三条において、「文書中掛紙、附箋等ノ将来離散シ易キモノハ本紙中野面上部ニ貼付スヘシ」と改められていたが、この文書を見ると、「野面上部」には貼られていない。「意見ハ下葉ニ添付」と朱書され、すべて下欄外余白に貼付されていることから、改正された規則は遵守されていなかったようである。そのため、形式改正について言及したのではなからうか。

この『参考書類』に綴られた全ての文書は、保存年限が明記されていることから保存期限満了になった後に文書課に移管され、文書課の現用文書として参考^⑤に供するために必要な文書として保存されてきたといえよう。さらに、すべての文書が明治期のものであることから、大正期および昭和期における『参考書類』が存在していた可能性もある。表紙に大きく「参考書類」と記していたことも、参考^⑥に供する回数も多く、長年使用してきたものなのではなからうか。ここでは紙幅の関係で第六文書を中心に見てきたが、そのほかの文書については別稿で論じることにする。

おわりに

本論で見てきたように、文書課の業務である文書の保存管理および文書の廃棄処分は非常に重要な業務であることがわかる。近代国家は文書主義であるため、大量の文書が作り出される。これらをすべて保存することは現実的には出来ないことから、文書管理規程や文書保存規則等を定めて運用し、保存と廃棄を成規にしたがい運用していくのが文書課の業務である。だが、法規制は必ずしも全てに対して対応し切れているわけではないことからそれを補う現実的で実質的な運用がなされていく。

台湾総督府では、法制度に基づいた保存管理では実務上不便・不都合が生じることから、法運用と実務運用とを併用した実際のな処置が執られていた。それが、物理的に廃棄することができない文書については、規則上文書を廃棄した後に原課や関係部局に返却していたという実態である。原課や関係部局において業務上必要とされる文書については、廃棄文書目録へ書き込んだり、廃棄処分後の返却願を付箋に記して文書に貼付することで文書課に伝えていた。このようにして、必要とされる文書が廃棄処分後に再び原課や関係部局に移管され、現用文書として活用されてきたのである。特に、その活用方法の一端として明らかとなったのは、将来において参考とする文書のみを纏めて、『参考書類』として共有されていたのであった。

一方で、台湾総督府の文書保存規則とは異なる規則により保存管理されてきたのが、財務関連の文書である。本國政府の会計検査院の規則に準じて保存され、証憑書類については数え切れないほどの大容量のため束ねて重さを量り、古紙業者に売却されていたのである。

本論では通常業務において行われる廃棄処分と廃棄された後に原課や関係部局により現用化された文書について

見てきたが、総督府の意思とは別に日本の敗戦により廃棄されていた文書がある。それが戦争指導に関わる文書群である。本論で取り上げた戦争関係の印刷物焼却を求める文書は、蒋介石軍が接収のために台湾へ上陸する迄に軍関係の極めて不都合な文書が廃棄処分されていた可能性を示唆していた。実際に、一般行政文書である台湾総督府文書は残されているにもかかわらず、台湾軍関係の文書や警察関係文書が残っていないことから、これらの文書は全て廃棄されたことは明白であろう。

一方、通常業務において廃棄処分後に原課や関係部局に返却された文書は、保存対象外の現用文書として保存されていたことから、戦後中華民国政府が接収した際には原課や各機関内に残されていたため、台湾総督府が文書倉庫内で保存してきた文書群とは異なり保存されることなく、台湾省政府などによって廃棄されることになった。このようにして、各機関が業務上必要とされた現用文書の多くが残されなかったことになる。

しかし、台湾総督府が敢えて残してきたもののなかに、廃案となった文書がある。台湾総督府の施策が本国政府に認められず廃案となったが、総督府にとって重要な案件であった文書に関しては、廃案としながらも敢えて永久保存文書とともに製本（編綴）することにより文書倉庫内で保存することで残そうとした。そこには、台湾総督府の意思が反映しており、その意思をも保存するという文書管理のあり方を示していた。

註

(1) 「機密重要書類焼却ノ件」および「大東亜戦争関係ホスター類焼却ノ件」については、久保亨・瀬畑源『国家と秘密 隠される公文書』集英社、二〇一四年、三三二頁・三三三頁を参照。

(2) 「戦争関係印刷物ノ清掃撤去ニ関スル件」〔昭和二〇年台湾総督府公文類纂十五年保存第一巻〕第二〇文書、簿冊番号

一〇五二八）。

- (3) 台湾総督府の文書廃棄については、拙稿「戦前期行政機関における文書管理のあり方」(『公文書管理における現状と課題』社研叢書45、中京大学社会科学研究所・二〇一九年、二三頁〜四三頁)を参照されたい。
- (4) 『大正三年台湾総督府公文類纂永久保存第一三卷甲』第一文書、簿冊番号〇二二二八。
- (5) 『明治四四年台湾総督府公文類纂永久保存第一〇卷』第四文書、簿冊番号〇一七七六。
- (6) 『大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第一三卷』第七文書、簿冊番号〇二三五三。
- (7) 「文書廃棄ノ件」(『大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷』第一文書、簿冊番号〇二三五六)。
- (8) 『明治三九年台湾総督府公文類纂永久保存追加第二卷』第八三文書、簿冊番号〇一二四一。
- (9) 『明治四四年台湾総督府公文類纂永久保存第一二卷』第四文書、簿冊番号〇一七七八。
- (10) 「明治三四年一〇月分刑事登記」(『明治三四年台湾総督府公文類纂永久保存追加第一七卷』第二文書、簿冊番号〇〇六七七)。
- (11) 台湾総督府文書の門別分類については、拙稿「門別分類から見た台湾総督府文書研究」(『社会科学研究所』第三九卷第二号、中京大学社会科学研究所・二〇一九年、一頁〜七三頁)を参照されたい。
- (12) 前註(10)同掲。
- (13) 前註(2)同掲。
- (14) 「会計二閲スル書類ノ保存年限及ヒ廃棄ノ件」(『大正三年台湾総督府公文類纂永久保存第六一卷』第一九文書、簿冊番号〇二二八〇)。
- (15) 「会計検査院ヨリ明治三七年度歳出入物品其他計算証明及ヒ証憑書類廃棄処分ニ付キ保存ヲ要スル向ハ通知方照復ノ件」(『大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第八二卷』第二文書、簿冊番号〇二四二一)。
- (16) 「明治三七年度歳入歳出物品其他計算証明ノ為メ提出スル証憑書類会計検査ニ於テ廃棄方ニ関シ総督府ヨリ合議ノ件」(『大正四年台湾総督府専売局公文類纂永年保存第一冊』第一一文書、簿冊番号〇一〇一五三)。
- (17) 「書類廃棄ノ件」(『大正八年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷』第六文書、簿冊番号〇二九二二)。

- (18) 「文書廃棄ノ件」(『大正一〇年台湾総督府公文類纂永久保存第一一巻』第二文書、簿冊番号〇三二四三)。
- (19) 「保存期間満了ノ為替貯金及取立金三閱スル書類並ニ帳簿類廃棄処分ノ件」(『明治四〇年台湾総督府公文類纂十五年保存第四二巻』第九文書、簿冊番号〇五〇一〇)。
- (20) キログラムに換算すると、約一、七八二・九四キログラムとなる。
- (21) 「清朝期台湾史料Ⅰ(洪紙文書)」(『台湾近代史料研究』第2号、台湾歴史史料研究会・二〇〇五年、一頁〜九二頁所収)を参照。
- (22) 拙稿「台湾総督府の文書管理と文書取扱に関する一考察」(『現代の公文書史料学への視座』、社研叢書19・中京大学社会科学研究所・二〇〇六年、一九六頁〜一九八頁所収)を参照。
- (23) 「文書廃棄ノ件」(『大正四年台湾総督府永久保存公文類纂第一五巻』第一文書、簿冊番号〇三三五五)。
- (24) 「靖国神社祀者ニ関スル件」(『明治四四年台湾総督府公文類纂第九巻』、第三文書、簿冊番号〇一七七五)。
- (25) 「拓務局官制」(勅令第二七九号、『官報』第八〇九九号、明治四三年六月二二日、四九七頁)。
- (26) 台湾人の靖国神社祀問題については、檜山幸夫「近代天皇制国家の台湾統治―台湾人戦死者の靖国神社祀問題を事例に―」(『近代東亜中的臺灣國際學術研討會論文集』國立臺灣圖書館、中華民國一〇二(二〇一三)年、一六四頁〜一八七頁所収、台湾新北市)を参照されたい。
- (27) 『参考書類』、簿冊番号一一〇一。
- (28) 「文書廃棄ノ件」(『大正七年台湾総督府公文類纂永久保存第一九巻』第四文書、簿冊番号〇二七九六)。
- (29) 「台湾総督府官房並民政部各局及蕃務本署分課規程制定ノ件」(『明治四二年台湾総督府公文類纂永久保存第一巻』第七文書、簿冊番号〇一四五三)。
- (30) 「台湾総督府官房並民政部各局署部分課規程制定ノ件」(『明治四四年台湾総督府公文類纂永久保存第一巻』第三文書、簿冊番号〇一七六七)。
- (31) 「官房並民政部文書保存規則ノ件」(『明治三八年台湾総督府公文類纂永久保存第九巻』第一〇文書、簿冊番号〇一〇五九)。